

議会運営委員会

令和7年12月8日(月)

午後1時～

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕瀧谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員

〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、久保田書記

議題

1 令和7年12月浜田市議会定例会議について

(1) 議会追加提出案件について

資料1

2 請願審査

資料2

(1) 請願第65号 所管事務調査の適正な運用改善を求める請願について

(2) 請願第66号 行政と議会の事前審査運用の見直しを求める請願について

3 特別委員会の設置について

資料3

4 議員控室について

資料4

5 その他

選挙管理委員会委員及び選挙管理委員補充員候補者一覧

1 選挙管理委員候補者

選出区分	氏名（生年月日）	住所
金城	岡本正博 (省略)	(省略)
浜田	瓦田富子 (省略)	(省略)
旭	勝田茂太 (省略)	(省略)
三隅	岡本真司 (省略)	(省略)

2 選挙管理委員補充員候補者

順位	選出区分	氏名（生年月日）	住所
1	金城	原田俊治 (省略)	(省略)
2	弥栄	田中美紀子 (省略)	(省略)
3	浜田	佐々木万利 (省略)	(省略)
4	三隅	岡田綾子 (省略)	(省略)

【請願 10】所管事務調査の運用改善を求める請願

件名

所管事務調査の適正な運用改善を求める請願

趣旨

所管事務調査の扱いが不明確で、議会として整理が必要です。

請願事項

1. 調査対象と目的を明確化すること。
2. 調査要求の形式を統一すること。
3. 委員会内での共有方法を整備すること。
4. 行政側へ求める説明事項を整理すること。
5. 調査結果を議会全体で共有する仕組みを作ること。

請願者・紹介議員：森谷公昭

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]



【請願 11】行政と議会の事前審査に関する運用見直しを求める請願

件名

行政と議会の事前審査運用の見直しを求める請願

趣旨

本会議前に行政と議員が非公開で内容調整する事前審査は、透明性に課題があります。

請願事項

1. 事前審査の実施状況を明確化すること。
2. 必要な場合は公開の場で説明する仕組みを導入すること。
3. 議会審議を形骸化させないため、調整内容の記録を残すこと。
4. 議事の公正性を損なわない運用を徹底すること。
5. 議会事務局によるガイドラインを作成すること。

理由

議会の権限が弱まつたり、市民の不信につながる恐れがあるため。

請願者・紹介議員

住所：浜田市日脚町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

氏名／紹介議員：森谷公昭



特別委員会の設置について

会派名	浜風の郷		創政クラブ				市民クラブ		公明クラブ	参政	三浦ひろきの公約違反を正す市民の会
名称	浜田市ハラスメント防止条例	議員定数等議会活性化	道路を守れる体制再構築	地域再生策検討	浜田港湾振興	議員定数検討及び議会活性化	議会改革推進	ハラスメント防止条例検討	議員定数検討		
設置目的	<p>○ハラスメント条例の目的は、ハラスメントを防止し、被害者を守り、誰もが安心して暮らせる環境をつくること。</p> <p>○市民・職員・議員・事業者を対象にした包括的ハラスメント防止条例を検討する。</p> <p>○条例には理念型（啓発・相談・教育）と罰則型（改善勧告・過料・公表）を盛り込む。</p>	<p>○議会運営委員会からの次期議会運営委員会への申し送り事項を協議検討するため。</p> <p>・議員定数の検討について</p> <p>・自由討議の活用について</p> <p>○議会改革推進特別委員会からの次期議会への申し送り事項を協議や調査・検討するため。</p> <p>・多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について</p> <p>・市の要望・提言等に対する対応状況の検証について</p> <p>・一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について</p>	<p>浜田市内では、道路や橋梁などのインフラが老朽化・人口減少の進行により、地域の農業やコミュニティの維持が危ぶまれています。</p> <p>・耕作放棄地や空き家の増加の傾向が深刻化している。このままで、災害時の応急対応や日常的な道路維持すら困難となる恐れがある。</p> <p>そのため、浜田市議会として、「地元業者が道路を守られる体制」の再構築を目的に特別委員会を設置して、関係機関・業界・議会が一體となり方策を検討する。</p> <p>目的は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ①道路維持・修繕体制の強化 ②建設業の人材・体制維持 ③発注・契約制度の改善 ④地域社会との連携 	<p>浜田市では、少子高齢化・人口減少の進行により、地域の農業やコミュニティの維持が危ぶまれています。</p> <p>・耕作放棄地や空き家の増加の傾向が深刻化している。このままで、災害時の応急対応や日常的な道路維持すら困難となる恐れがある。</p> <p>そのため、浜田市議会として、「地元業者が道路を守られる体制」の再構築を目的に特別委員会を設置して、関係機関・業界・議会が一體となり方策を検討する。</p> <p>目的は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ①耕作放棄地・遊休農地及び空家の実態把握と有効活用案の検討 ②若者・移住者・子育て世 	<p>現在浜田港は貿易を含めた物流拠点、大型クルーズ船入港拠点、さらには官民一体となって推進している海上自衛隊物資補給基地誘致活動等浜田市の活力を増加させるための貴重なアドバンテージである。</p> <p>整備推進の中心となる国県に対して、より議会として積極的なアプローチを行うとともに、高速道路と連結した地域物流計画の検討、浜田港振興会と連携したポートセールの拡充等港湾振興を充実させることを目的とする。</p>	<p>人口減少が進み自治体の規模が縮小する中で住民の関心の高い適正な「議員定数」のあり方について議論する必要がある。また今までの議会改革の取組の検証を行いつつ、より開かれた議論をを目指した取組の検討・ハラスメント意識の向上対策推進等、議会活動が活性化するための戦略を検討することを目的とする。</p>	<p>これまで特別委員会内で、様々な検討をされ、多くの項目について報告されてきました。継続して検討していくことが大切であることから、設置を要望</p>	<p>現在、社会問題となっているハラスメントの対策として、議会においても検討を行い、最終的には、防止条例を制定できるよう取り組んでいく必要がある。</p>	<p>人口減少、議会・議員活動や役割の拡大等の様々な状況に基づく議員定数の検討を行うため。</p>	<p>まだよく分からないため、意見なし</p>	
委員定数選出区分	<p>○議長団、会派から選出（会派3人にに対して1人）</p> <p>議長団 1名</p> <p>浜風の郷 2名</p> <p>創政クラブ 2名</p> <p>市民クラブ 1名</p> <p>公明クラブ 1名</p> <p>参政党、無会派 1名</p> <p>合計 9名</p> <p>必要に応じ市職員・市民・専門家 情報提供・助言</p>	<p>○議長団、会派から選出（会派3人にに対して1人）</p> <p>議長団 1名</p> <p>浜風の郷 2名</p> <p>創政クラブ 2名</p> <p>市民クラブ 1名</p> <p>公明クラブ 1名</p> <p>参政党、無会派 1名</p> <p>合計 8名</p> <p>必要に応じ市職員・市民・専門家 情報提供・助言</p>	<p>5～7名（会派を考慮）</p>	<p>5～7名（会派を考慮）</p>	<p>7名 希望者</p>	<p>8名（1人会派を含む）各会派より</p>	<p>前回同様 ※</p> <p>※ 令和3年11月1日議会運営委員会 会議録 議長を除く21名を逆算して7名くらいが適当ではないか。</p> <p>例えば公明を別に考えると公明は2名なので1名、あとは会派は多少ばらつきがあるが2名ずつでいくと7名になる。</p>	<p>8名程度</p> <p>各会派から会派3名に1名を基準</p>	<p>浜風の里 2名</p> <p>創生クラブ 2名</p> <p>市民クラブ 1名</p> <p>公明クラブ 1名</p> <p>参政党・無会派 1名</p>		
設置期限	条例案の提出まで	期限なし	令和7年12月～	目的を達成するまで	令和7年12月～	目的を達成するまでの期間	目的を達成するまでの期間	任期期限まで	条例が制定され、広く市民に周知ができるまで	2年間	

浜田市議会議員控室の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜田市議会議員控室（以下「議員控室」という。）の使用に関し、浜田市庁舎管理規則（平成24年浜田市規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第2条 議員控室は、次に掲げる場合に議員が使用することができる。

- (1) 本会議等（本会議（浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）に規定する会議をいう。）、委員会（浜田市議会委員会条例（平成17年浜田市条例第306号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）、全員協議会（同規則第107条第1項に規定する協議等の場をいう。）その他の会議をいう。以下同じ。）の開催に伴う待機又は休憩
- (2) 会派（1人のみの無会派を含む。以下同じ。）等による議会に関する打合せ
- (3) 議会の公務に付随する作業
- (4) 議会活動に関する研さん
- (5) 議員相互の連絡調整等
- (6) 執行機関の職員との協議・調整

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、使用することができない。

- (1) 後援会活動
- (2) 選挙活動及び政治活動
- (3) 一般市民又は団体との相談又は要望活動
- (4) 議員個人の事務作業
- (5) 業者等との商談、折衝等

(議員控室の割当て)

第3条 議員控室は、会派ごとに、当該会派に所属する議員数に応じて割り当てる。

(使用時間)

第4条 議員控室の使用時間は、議会事務局職員の執務時間内とする。ただし、第2条第1項第1号に該当する場合は、当該本会議等の開催状況に応じた時間とする。

(開錠及び施錠等)

第5条 議員控室の開錠及び施錠は、議会事務局職員が行うものとし、その鍵は議会事務局の執務室内において保管する。

(遵守事項)

第6条 議員控室の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に施設設備の保全及び秩序の維持に努めること。
- (2) 電気及び火気の取扱い並びに整理整頓について徹底すること。
- (3) 議員控室を使用しようとするとき、及び使用した後は、議会事務局に口頭で届け出ること（第2条第1項第1号に該当する場合を除く。）。

(報告)

第7条 議員控室を使用する者は、議員控室内で事故又は事件が発生したときは、直ちに議会事務局に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。